

川合 研著

『アメリカ決済システムの展開』

(東洋経済新報社, 2002年2月)

守 山 昭 男

I

本書は決済システムの展開という視点でもって、当時の銀行帳簿にあたりながらアメリカの金融制度改革を研究した労作である。著者も述べられているように、これまで決済システムの展開という視点からの金融史研究は見られなかった。こうした傾向は、従来の信用理論研究では銀行券を中心に信用貨幣が論じられ、信用貨幣としての預金通貨はほとんど顧みられなかったことと軌を一にする。近年、信用論研究者によって信用創造が論じられるようになったが、かつてはほとんど取り上げられなかったのが実情である。そうした中で著者のお父上になる故川合一郎教授は数少ない例外の一人であった。

ところで現代の通貨構造をみれば明らかなように信用貨幣としての預金通貨の比率が圧倒的に高い。現代信用制度のもとでは預金通貨が信用貨幣の大宗をなしている。さらに近年では預金の振替指図がペーパー・ベースからエレクトロニクス・ベースへと移り、ペーパーレス化が進みつつある。預金銀行システムの理解なくして現代の金融を解明できないのである。従来の中央発券銀行と金融市場の成立に焦点を合わせ

た金融史研究の中で、ややもすると軽視されてきた預金銀行システムを中核とする現代信用制度の確立という視点から金融史を再構成する時期が到来しているといえよう。

信用貨幣としての預金通貨の流通メカニズムは銀行券のそれとは根本的に異なっている。預金通貨を発行するのは個々の預金銀行であるが、信用貨幣としての預金通貨の流通には預金銀行システムを必要とする。発券銀行と異なり預金銀行は支店銀行制度であれ単一銀行制度であれ、共同して手形交換所と内国為替制度ならびにインターバンク市場からなる銀行システムを構成する。現代信用制度はこの預金銀行システムを基底部に中央銀行を頂点とする金融システムである¹⁾。したがって現代信用制度の確立過程は、その基底部をなす預金銀行システムの構成要素である手形交換所と内国為替制度ならびに短期金融市場からなる有機的な金融システムの確立過程でもある。決済制度史と金融市場史の視点から、わが国の金融史研究に新たな地平を切り開いと評される、霧見誠良著『日本信用機構の確立』²⁾につづいて、本書が誕生したのである。

川合氏による研究はアメリカにおける内国為替制度の発展という視点からアメリカの金融制度改革を分析したものである。手形交換所とい

ンターバンク市場は各国において大きな違いはないが、内国為替制度には各国の特徴が見られる。内国為替制度は最小限の準備金で隔地間の決済を遂行するためのシステムである。たとえば、イギリスのように支店銀行制度をとり、かつロンドンに国中の銀行の本支店が集ると、ロンドンが支払場所の小切手のみならず他所払い小切手の交換（いわゆる地方交換）もロンドンで集中して行うことが可能になる。それに対して単一銀行制度をとった米国ではロンドン型の地方交換は不可能であった。それに代わるのがコルレス制度による内国為替制度である。周知のように地方分断的金融構造を残していたわが国においてもコルレス制度がとられた。本書はアメリカにおけるコルレス制度による内国為替制度の問題点とその改革を研究したものである。

II

本書は大きく分けて2部から構成されている。第1章から第5章では決済システムの歴史的問題が取り扱われ、第6章と第7章では1970年代以降の現代の決済システム問題が論じられている。

第1章ではアメリカで19世紀末から20世紀にかけて、隔地間取引の決済に小切手が普及していった様子を当時の銀行の取立帳簿に於いて具体的に示している。残されている取立帳簿や資料に直接あたって分析を行なっていることに本書の大きな貢献があるが、その意味でも本章と次章は本書の核心部分をなしているといえる。19世紀の中半にはニューヨークを始め東部の大都市では銀行券に代わって小切手が流通しつつあった。ニューヨークでは1853年に手形交換所が設立され、短期金融市場も生まれて預金銀行

システムが確立しつつあった。その後、主要都市で順次手形交換所が設立され³⁾、西部や南部でも手形が普及していった。しかし各都市における手形交換所の設立だけでは預金銀行システムは完結しえない。商品取引が盛んになると隔地間の取引も必然的に拡大し、隔地間決済の必要性が生まれる。手形交換所は同地払いの小切手や手形を交換する制度であって隔地間決済には対処できない。そこで預金銀行制度における隔地間決済のためのシステムが必要となる。それが内国為替制度である。

アメリカでは単一銀行制度がとられたので、隔地間取引の決済はすべてコルレス制度を通じて処理せざるをえなかった。そこで、川合氏は比較的経済が発展していた五大湖周辺の2つの州法銀行と経済的に遅れていた西部山岳部州の3つの国法銀行の取立帳簿に直接あたって、取立に占める小切手の比率と当時のコルレス関係を追跡している。まず、五大湖周辺の経済先進地区が若干先行するが西部山岳部州でも1880年代中半から隔地間取引に小切手が利用され始め、90年代入って急激に小切手が普及していったことが明らかにされる。

つぎに各銀行による取立小切手の支払銀行の所在地から小切手の流通範囲が追求されている。たとえば、ウイコンシン州の準備市ミルウォーキーにあった州法銀行のプランキントン・バンクの取立帳簿から、小切手の支払銀行がウイコンシン、イリノイ、ミネソタ等の中西部州のみならずニューヨークはもちろん南部、西部、太平洋沿岸部州にまで及んでいて、ほぼ全米にわたることが確認される。ここでの川合氏による、残された銀行帳簿から意味ある事実を引き出すための緻密な考証過程を追っていくと、まるで良質な推理小説を読んでいる時のような知

的興奮をおぼえる。

こうして当時の取立帳簿の分析から19世紀末にかけての隔地間取引における小切手利用が実証されるが、さらにそれ以前に隔地間の送金手段として利用されていた銀行為替に代わって、小切手が普及した理由を考究している。1863年の国法銀行制度の導入によって州法銀行の預金銀行化が進みかつ州法銀行が著しく増加したことで小切手利用の慣行ができつつあったが、それだけで隔地間取引に小切手が利用される理由にはならないとして、利用者と銀行の立場から小切手のメリットを説明する。

小切手利用者は送金のために銀行為替を購入する際に徴収されていた為替手数料の支払が不要となった。銀行にとっては手数料収入の減少となるが、準備市銀行が地方銀行の預金獲得競争から、小切手の取立に対して地方銀行による為替手数料の名目での額面以下の送金を認めたので必ずしも収入減にならなかった。こうした小切手普及の積極的理由に加えて、さらに利用者も銀行も小切手支払の場合には実際の資金支払時期は先になるというフロート益を得ることができたという。

補論では19世紀前半における第二合衆国銀行による内国為替業務の主導的な役割と、第二合衆国銀行の特許切れ後の州法銀行や個人銀行によるコルレス網による内国為替業務への参入の歴史が簡単に回顧されている。

第2章では、隔地間における銀行間の債権債務はコルレス関係を基に銀行為替で決済されていたが、前章で取り上げられたブランキントン・バンクに残されている、当時の中央準備市や準備市の銀行からのコルレス契約勧誘状から、当時のコルレス関係の実態とコルレス契約の内容が解明される。そして国法銀行制度下における

隔地間決済の為替（送金）手数料の負担問題とそれへの対策が取り上げられる。

1864年の国法銀行法の法定準備規定によって、地方銀行－準備市銀行－中央準備市銀行という階層的な銀行間預金の保有関係が形成されていて、銀行間決済は地方銀行の場合は最寄りの準備市銀行かニューヨーク市の銀行宛の為替で、準備市の銀行はニューヨーク市の銀行宛為替で行われていた。たとえば、1891年7月から1年間に地方の国法銀行が振り出した銀行為替の52%がニューヨーク為替であつといわれ、ニューヨーク市の銀行がコルレス銀行制度下で銀行間決済において中央銀行のような機能を果たしていたのである。

まず川合氏はブランキントン・バンクの資料にあたって当時の隔地間決済の実態を明らかにする。ブランキントン・バンクのコルレス網はシカゴやニューヨークのみならずほぼ全米の大都市と結びついており、ブランキントン・バンク自身は地方の銀行とコルレス関係を結び小切手取立を行っていた。こうした地方銀行の資料から、取立手形を送付した地方銀行からは0.1%～0.2%の為替手数料が徴収されていたことが明らかにされる。準備市にあったブランキントン・バンクが為替手数料を負担していたことが確認される。

こうした準備市や中央準備市の銀行による送金手数料の負担が銀行の収益を圧迫するようになり銀行界をめぐる大きな問題となった。大きく分けて2つの対策がとられた。1899年4月にニューヨーク手形交換所協会は送金手数料を相殺するため地方小切手の取立には手数料を徴収することを決定した。他方、同年6月にはボストン手形交換所協会は手形交換所のなかにニューヨーク内他所払い小切手の交換を行

なう地方手形交換部を設けて取立費用の削減をはかった。ニューヨークの銀行による取立手数料徴収には対して商工業者や地方銀行が強く抵抗し、手数料を避けるための悪名高い迂回取立が横行することになった。一方、ボストンにつづいてカンザス・シティやアトランタなど地方手形交換所を設けて取立費用の節約を図る試みは広がっていった。

このような個々の手形交換所協会による対策と並行して、アメリカ銀行協会が小切手取立問題を銀行界全体の問題として取り上げ、すべての地方小切手の取立には手数料を徴求すべしとする案と額面で送金する銀行には無料取立サービスを提供し、為替手数料を徴する銀行には取立手数料を課すという案の2つが改革案として出される。しかし送金手数料という既得権益を失いたくないとする地方銀行による抵抗と、準備市銀行の間での地方銀行預金の獲得をめぐる思惑の相違から銀行界の意見はまとまらず、民間銀行による内国為替制度の改革には至らなかった経緯が述べられる。こうした銀行間における利害の錯綜から内国為替制度の改革が困難を極める事例は、戦後の日本における為替集中決済制度から為替交換決済制度への転換過程にも見られる¹⁾。

アメリカでは1920年代に至るまで内国為替市場が存在し為替相場が建てられていた。第3章ではまず内国為替相場が決定される仕組みが論じられる。そして1893年恐慌の内国為替市場への影響が取り上げられ、コルレス制度の恐慌に対する脆弱性が明らかにされる。さらに1920年代に内国為替相場が消滅した背景について考察されている。

川合氏は内国為替相場の決定の仕組みを内国為替相場の変動と銀行の現金準備率とを関係づ

けて明らかにする。たとえば、シカゴの他地域に対する為替収支が黒字になると、ニューヨーク為替の供給が需要を超えるので、シカゴの銀行の現金準備率が下がり、ニューヨーク為替も低下するという。そこで1899年～1908年のシカゴとセントルイスでのニューヨーク為替相場とそれぞれでの所在銀行の現金準備率の動きを調べ、為替相場と現金準備率の動きに相当の関連性が見られると結論づけている。

さらに、為替相場の変動幅は理論的に現金輸送費の範囲内で変動すると考えられるが、1893年恐慌においてニューヨークの銀行が現金支払を停止したので、ニューヨーク為替が輸送費の範囲内を超えて暴落し、国中の内国為替市場が混乱して経済的大混乱に陥ったという。

最後に内国為替相場の消滅という興味深い理論問題が取り上げられている。現金輸送が行われない恐慌時に為替相場が大きく変動していることから、内国為替相場の消滅を現金輸送費の節減にもとめる主張に疑問を呈し、連銀が恐慌時に最後の貸し手機能を強力に果たすようになったことが内国為替相場の消滅にはより重要であろう、と独自の主張が述べられる。

4章では従来のアメリカ金融史研究でいささか軽視されていた金融制度改革における決済システム改革論に焦点が合わせられる。当時のコルレス制度による隔地間決済については送金手数料問題や迂回取立など非効率であるという批判はあったが、1893年恐慌によってコルレス制度の脆弱性が明らかとなり、コルレス制度に対する批判とともに金融制度改革論が一気に高まった。こうした金融制度改革論の中で、代表的論者の一人であるウォーバークによって1910年に全国通貨委員会で、貨幣改革の4原則として、(1)準備金の中央銀行への集中、(2)中央銀

行による再割引制度の導入、(3) 手形割引市場の育成、(4) 中央銀行に集められた準備金の振替でもって銀行間決済を行う、という改革案が提示された。基本的はこの案をもとに金融制度改革案の作成がすすめられ、廃案になった1912年のオルドリッチ法案の後、1913年にグラス法案と呼ばれる連邦準備法が議会を通過した。グラス法案の決済システム改革に関する内容は大きく以下の3つになる。

(1) 加盟銀行は地区の連邦準備銀行に法定準備を保有することが義務づけられる。(2) 異なる地区の連銀に加盟する銀行間の債権債務は連邦準備局で決済される。(3) 地区連銀による他所払い小切手の無料取立を認める。

1913年の連邦準備法で連銀がコルレス制度に代って積極的に隔地間決済に携わるということで内国為替制度の改革がなされた。中央銀行が銀行間決済を中央銀行預け金の振替で行うというセトルメント機能のみならず、中央銀行自身が小切手を取立するというクリアリング機能まで行うという内国為替制度はアメリカ独特のものである。ちなみに、わが国においてもそれまで個別決済方式がとられていたが、第二次大戦中に人手不足もあって為替決済事務を合理化すべく、内国為替集中決済制度によって日銀による取立てが始まった。しかし昭和31年に現在の為替の計算業務は民間銀行が行い、日銀は資金決済業務のみを行う体制となった⁵⁾。

議会における審議過程で額面取立案が地方銀行や準備市銀行の反対によってが削除されるが、最終的にグラス案が連邦準備法に活かされたという経緯が詳らかにされる。法案作成に携わったウィルスによると、連銀に小切手取立機能を付与したのは、連銀の再割引業務が低調な時期でも、小切手取立業務を通じて加盟銀行との関

係を維持するためであるという。内国為替制度改革が連邦準備制度設立の目的の一つであったことが明らかにされる。

連銀による小切手取立制が立法化されたが、額面取立に対する抵抗は強く、1915年に連邦準備局は額面取立に同意する加盟銀行に限って取立を行なう任意の額面取立制をとるが同意銀行が増えず、翌年すべての加盟銀行に対して連銀に額面送金を強制することを決定した。さらに同一地区のみならず異なった地区間の小切手取立も任務とし、従来の小切手の受入と同時に貸記する即時記帳から実際に取立られた後に振替える方式に改められた。これによって額面取立に弾みがつくが、その後も地方銀行を中心に非額面銀行の抵抗も強く、争いは法廷に持ち込まれた。1923年の連邦最高裁の判決によって、連銀による額面取立は加盟銀行に限られ非加盟銀行に対しては任意であることが認定されたという。

これをうけて連銀は額面で送金を拒否する銀行の取立を止めることを決定した。ただし非額面銀行が加盟コルレス銀行を介して取り立てる途は残された。このように連邦準備制度によって中央銀行が内国為替制度に深く関与する制度ができ上がるが、地方銀行の抵抗もあって当初のすべての銀行が参加する全国的額面取立制の決済システムの確立という目的は達成されなかったのである。

最後に、川合氏は地方銀行による額面取立反対の根拠を、若干時期がずれるが1942年の連邦預金保険公社の報告によりながら、地方銀行の収益に占める為替手数料の大きさに求めている。すなわち単一銀行制度のため優良貸出先の少ない地方銀行は為替手数料に収益源を求めざるをえなかったという。

第5章では、当時の商慣習法では銀行が手形

流通に伴うリスクを負うことになっていたのが小切手流通が普及したが、1913年の連邦準備法制定を契機に銀行側がリスクを顧客に転嫁することに成功することが明らかにされる。小切手が隔地間取引にも普及するようになると、途中で偽造される危険が増えることになる。もし銀行が偽造とは知らずに小切手に対して支払っても、後にそれが偽造裏書小切手であると判明すると支払銀行からは支払を拒絶された。このような取立リスクは当時の商慣習法では受入銀行が負わなければならなかった。また顧客が小切手で入金し、銀行が顧客の勘定に貸方記入すると、特別の取決めがないがざり銀行が小切手所有者となり信用リスクを負うことになった。こうした商慣習法から商人達は安心して小切手を授受できたので小切手流通が広まったという。

ところが1913年の連邦準備法によって連銀は純粹の仲介者として取立リスクを負わないという方針を打ち出したが、それを契機にアメリカ銀行協会を中心に、連銀に倣って取立仲介者を標榜して、リスクを利用者に転嫁しようとする動きが起こった。そして1929年に取立てリスクを銀行から利用者に転嫁する銀行取立規約が作成された。この規約は各州の州法に取り入れるようになり、第2次大戦後には統一商法典に引き継がれている。こうしたリスクを利用者に転嫁しようとする運動の背景として、1920年代の銀行破綻によるリスク増大が指摘されている。

III

後半の第6章と第7章では1970年代以降のアメリカにおける小口決済システムの多様化と大口決済におけるシステミック・リスクとその対策等、現代の決済システム問題が取り上げられ

ている。第6章において1970年代における貯蓄貸付組合や相互貯蓄銀行等の貯蓄金融機関（スリフトと呼ばれる）による決済業務への進出とそれに対する商業銀行の対応が論じられている。もともと商業銀行と違って、貯蓄金融機関は貯蓄を集めそれを住宅抵当貸付等の融資を行なう純粹の金融仲介機関として、要求払預金による貸出は認められていない。1968年に貯蓄貸付組合の貯蓄勘定の振替による支払が認められ、公共料金や住宅抵当貸付の返済に利用されるようになった。1970年代に入ると相互貯蓄銀行の貯蓄預金の払戻請求書（NOW）に小切手と同様に譲渡性が付与された。

小切手と同じく払戻請求書に譲渡性が付与されても、相互貯蓄銀行も手形交換所や内国為替制度からなる決済システムに参加しないとそのメリットを活かすことができない。1974年に連銀は貯蓄金融機関が連銀に交換勘定を保有することは認めないが、連邦準備制度加盟銀行を介する代理交換形式による小切手取立機構への参加を認めた。間接ながら貯蓄金融機関の預金銀行システムへの参加が認められたことになる。

一方、商業銀行は小切手処理の省力化を図るために、ACH（Automated Clearinghouse）という小切手に代えて磁気テープとコンピューターによる預金勘定の振替システムを開発した。連銀は最初からACHの導入に積極的に関与し運営を行なっている。ACHは給与振込や公共料金の支払に利用されている。1977年に貯蓄金融機関の参加が認められ、1978年にはフェッドワイアによるACHネットワークができ、地区間のACH取引が可能となる。

こうした70年代以降の小口決済の多様化・エレクトロニクス化の過程で、銀行業界において連銀がクリアリング機能までも行なうアメリカ

固有のシステムを踏襲すべきか否かで見解が分かれた。決済サービスは連邦準備制度と民間が公平な条件で競争しながら提供されるのが望ましいという、アメリカ銀行協会の主張を受けて、1980年金融制度改革法において連銀が提供する小切手取立、ACH、フェッドワイアなど決済を含むすべてサービスを有料化することで妥協がはかれた。

1973年以降の変動相場制の下でヘッジや投機取引のための金融取引が急増したが、第7章ではこうしたフェデラルファンドやユーロダラー取引のためのエレクトロニクス・ベースの大口決済システムが内包するリスクとリスク対策が紹介されている。フェデラルファンドやレポ取引のフェッドワイアは即時グロス決済システムなので、連銀による日中オーバードラフトという形で連銀がリスクを負っている。他方、ユーロダラーや外国為替取引のためのCHIPSは時点ネット決済システムなので、銀行間決済が終了するまで参加銀行がリスクを負っていた。実際に1974年のヘルシュタット銀行倒産によって、CHIPSに参加していた銀行のいくつかが損失を被っている。

そこでリスク対策として、即時グロス決済システムをとるフェッドワイアの場合には、個々の銀行が相手銀行毎のネット与信額と他行に対して負うネット負債総額に限度を設定することでリスクの削減を図った。1994年には日中オーバードラフトを有料化することで日中オーバードラフトの抑制が図られた。他方、時点ネット決済システムをとるCHIPSの場合は、銀行決済までの時間を短縮することでリスク削減を図り、1998年には同日決済に移行した。またフェッドワイアと同じく与信額と負債額に限度を設ける方式を採用し、2001年にはネットティング機構を

利用しながら、それまでの時点ネット決済から即時決済が可能な混合型システムに移行した経緯が紹介されている。

IV

以上が評者からみた本書の内容の要約である。現地での一次資料の収集と緻密な考証による事実認定という地道な研究は高く評価されよう。評者は、金融史を専門にしておらず決済システムを理論的に考察してきているので、本書によって1世紀にわたるアメリカ決済システムの展開を概観することができ、多くのことを学び大いに触発された。最後に決済システムを理論的に考察してきた立場からコメントをいくつか述べ、若干の問題提起をして責務をはたしたい。

まず、19世紀後半から20世紀にかけての隔地間決済における銀行為替に代わる小切手流通の背景について、川合氏は小切手利用者と銀行の動機を強調されているが、小切手の普及は現代信用制度の確立過程の必然的プロセスであるという側面が希薄になっているように思われる。評者も信用制度の展開には動因があることを認めるもので、たとえば預金債務を貸付る預金銀行は現金準備の節約のために共同して手形交換所と内国為替制度および短期金融市場からなる銀行システムを構築することを強調している。そうした現代信用制度の確立プロセスを見ると、商業流通においてまず銀行券が現金に代わって流通するが、やがて預金銀行システムの確立とともに小切手（預金通貨）が銀行券に代わって流通するように、隔地間決済においてはまず銀行為替が現送に代わって用いられるが、預金銀行システムの確立とともに小切手が銀行為替にとって代わるのである。そして同地の企業間取

引から生ずる銀行間の債権債務の差額（手形交換）は銀行券で、そしてやがては中央銀行預金の振替によって決済されるように、隔地間取引から生ずる銀行間の債権債務の差額（為替）は銀行為替で、そしてやがては中央銀行預金の振替でもって決済されるのである。

銀行為替の利用は現送費用の節減が目的であるが、現代信用制度下の隔地間取引における小切手流通は現送費用の節約のためではなく、預金銀行の信用供与による送金業務の包摂の結果なのである。つまり、銀行による預金債務の貸付→隔地間取引での小切手の利用→内国為替制度下での受取銀行から支払銀行への取立→支払銀行による債務履行というプロセスになる。このように考えられるならば、現代信用制度のもとでは受取銀行から支払銀行への代金取立が本来の内国為替業務となり、支払銀行から取立銀行への支払は送金ではなくて支払銀行による債務の履行となる⁶⁾。かつての隔地間の送金業務にかかわる為替手数料は預金銀行制度のもとでは貸付利子に包摂され、送金は支払銀行による債務履行に包摂されるのである。このことが以下の内国為替相場や為替手数料問題の理解とかわかってくる。

川合氏は内国為替相場の消滅を連銀の「最後の貸手機能」から説いているが、恐慌時の最後の貸手機能だけでは平時の相場消滅までも説明できないのではなかろうか。それ以前の国法銀行制度下の非伸縮的な通貨供給に代わって、連銀が恐慌時の最後の貸手機能を含め、季節的あるいは景気循環的需要変動に対応する政策をとるようになったこと、さらに内国為替業務が貸付業務に包摂されることで、内国為替市場は金融市場に吸収され為替相場が消滅するに至ったと考えられる。

つぎに川合氏は地方の銀行が為替手数料の徴求に固執したのは優良な貸出先がなく収益を手数料収入に依存せざるをえなかったからとされる。それに対して額面銀行は貸付と証券を合わせた資産の比率が高く、非額面銀行に較べて収益率が高いので額面取立に応じたという。たしかに銀行の営業基盤が工業地帯と農業地帯あるいは都会と地方とに異なることで、銀行の資産項目に相違が生まれることは否定できないが、支店銀行制度なら融資機能と決済機能をバランスよく果たせるが、単一銀行制度のもとではこの2機能が分裂するという主張（p.128）はいささか一面的ではなかろうか。

本書のテーマである隔地間取引における小切手流通の普及はまさに預金銀行システムの確立過程であって、単一銀行制度をとるアメリカでは預金銀行システムを構成する内国為替制度がコルレス制度によって確立されたのである。さらにアメリカではこのコルレス関係を通じて銀行間での短期資金の融通が行われていたのである。たしかに準備金の分散とか、過剰な送金手数料や迂回取立などの問題があったが、コルレス制度はアメリカ信用制度の根幹をなす内国為替システムとして機能していたのである。当時の論調では金融恐慌の原因の一つにコルレス制度が挙げられるが、根本原因は最後の貸手機能のある中央銀行が存在しなかったことにあるのであって、コルレス制度にあるのではない。

すなわち、支店銀行制度であれ単一銀行制度であれ預金銀行は必然的に現代信用制度の根幹をなす内国為替制度を構築するのである。そして現代信用制度のもとでは為替機能は融資機能に包摂され、融資機能と為替機能が一体として行われるところに特徴があった。個々の銀行も預金銀行システムの構成員として銀行業務を遂

行しており、けっして孤立しているわけではないのである。

そこで為替手数料の問題であるが、現代信用制度のもとで隔地間取引のための決済システムが構築されると、預金通貨が隔地間取引にも利用されるようになる。かつての送金は銀行による預金債務の貸付によって包摂され、送金手数料も貸付利子に包摂されてしまうのである。そこで、小切手の支払銀行が取立銀行から為替手数料を徴収するということは、支払銀行は既に小切手振出人に対する預金債務の貸付によって利子を入手しているので二重取りということになる。同じことだが現代信用制度のもとでは支払銀行による取立銀行への支払はもはや送金ではなくて債務の履行であるから、送金手数料を徴収する根拠はないのである。それにもかかわらず非額面銀行が既得権益として手数料を徴収できたのは、こうした銀行は地域的に孤立していて競争相手がいなかったから⁷⁾、ということとは否定できないように思われる。

最後に、決済システム運営における民間と中央銀行の役割分担の問題と今後の決済システムの展望について問題提起をしたい。アメリカでは中央銀行が内国為替業務のクリアリングまで行なうという独特の決済制度がとられてきたが、1980年金融制度改革法で連銀による決済制度への参加の必要性が再確認されている。ところが先にふれたように、わが国では第二次大戦中、為替決済の合理化のために、それまでの個別決済方式に代わって内国為替集中決済制度がとられて日銀による取立が始まったが、昭和31年には日銀はクリアリングから撤退して資金決済のみを行なうシステムとなっている。またアメリカと同じく小切手中心の決済システムを有するカナダでも中央銀行のバンク・オブ・カナダの

内国為替制度における役割はセトルメントに限定されているのである。

こうした中央銀行が内国為替業務のクリアリングまで行なうというアメリカ独特の決済システムの背景を、川合氏は広い国土での単一銀行制度に求められているように思われるが、かつての単一銀行制度という金融構造も銀行持株会社や近年の州際銀行業務の解禁によって変容してきている。こうした金融構造の変貌はアメリカ独特の決済システムの根拠を掘り崩すことになるのであろうか。

また、連銀が決済システムの運営に積極的に関与することは民間の決済システムとの競合問題をひきおこすことになる。たとえば、1972年に連銀は交換小切手の増加に対処し小切手決済処理時間を短縮させようと、新たに7カ所に地区小切手処理センター(Regional Check Processing Centers)を創設したが、連銀サービスは無料であったから多くの民間手形交換所が閉鎖に追い込まれている⁸⁾。また第6章で述べられているように、民間のバンクワイアとフェッドワイアとが競合し、無料のフェッドワイアに押されてバンクワイアは業務を停止している。1980年金融制度改革法によって民間と連邦準備が公平な条件で競争して決済サービスを提供することが謳われたが、はたしてこれで決済システムの運営における民間と公的機関の役割分担の問題が解決されるのであろうか。現在、民間ACHと公的ACHとが併存しつつ運営されているが、ACHの今後の動向は決済システムにおける民と公の役割分担問題の試金石になると思われる。

手形交換所であれ内国為替制度であれ、もとも民間の預金銀行が共同して自発的に構築する決済システムであるが、現代ではこうした預金決済システムが一国の金融制度の中核をなし

ている。預金決済システムの崩壊による経済への影響は計り知れず、決済システムはインフラとして公的な側面をもっている。ここに中央銀行が決済システムに積極的に関与する必然性があると考えられる。ところで、1970年代以降の情報通信技術の発展によって決済の多様化とペーパーレス化が進行し、1980年の金融制度改革法による連銀サービスの有料化によって、連銀の小切手交換に占めるシェアが1980年代以降大幅に低下している。

こうした決済システムにおける連銀の相対的地位の低下が見られる一方で、第7章で述べられているように、80年代以降の大口決済における決済リスクやシステミックリスクの顕在化をうけて、リスク対策上の中央銀行の役割が大きくなってきている。今後の決済システムにおける中央銀行の役割はかつての事後的な最後の貸手機能から事前的なリスク対策機能へ転換してゆくのであろうか。

以上、いくつかコメントを述べ問題提起をしたが、問題提起そのものは本書によって触発されたものである。また本書における中央銀行の決済システムへの関与の問題は従来の発券集中

をめぐる中央銀行論の再考を促す貴重な材料を提供している。ともあれ本書はこれまでの中央銀行の発券制度や金融市場の形成に焦点が合わさられて、決済システムの展開には目を向けられなかったというアメリカ金融史研究の空白を埋める貴重な研究である。今後のアメリカ金融史ならびに比較金融制度史研究には欠かせない文献となるであろう。

注

- 1) 拙著『銀行組織の理論』同文館、1994年、および、拙稿「決済システム」小村衆統他著『金融システム論』多賀出版、1997年、所収
- 2) 霧見誠良「日本信用機構の確立—日本銀行と金融市場—」有斐閣、1991年、また、同書に対する石井寛治氏の書評（金融学会編『金融経済研究』第3号、1992年7月、所収）を参照。
- 3) 1913年には手形交換所数は全国で162に上った。(Duprey, James N. and Nelson, Clarence W. "A Visible Hand: The Fed's Involvement in the Check Payment System", Federal Reserve Bank of Minneapolis, *Quarterly Review*, Spring 1986, p.20.)
- 4), 5) 霧見誠良稿「内国為替集中決済制度の成立とその展開」（地方金融史研究会編『戦後地方銀行史Ⅱ』銀行経営の展開』、東洋経済新報社、1994年、所収）
- 6) 拙稿「銀行業と内国為替」『経済科学研究』（広島修道大学）第3巻第1号、1999年9月
- 7) Duprey and Nelson, *loc. cit.*
- 8) Rawlings, Brown R. "Historical Perspective on Fed's Check Clearing Role", *ABA Banking Journal*, October 1982, pp.46-48.

(広島修道大学教授)